

「那覇港管理組合新庁舎等施設整備基本計画策定業務委託」  
プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「那覇港管理組合新庁舎等施設整備基本計画策定業務委託」の委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定める。

2 応募資格

次に挙げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 計画策定、調査研究等を業として行う法人であり、那覇港管理組合における令和4・5年度の測量・建設コンサルタント等業登録業者名簿（業種区分：土木関係コンサルタント、登録業種：都市計画及び地方計画）に登録を有するもの。
- (3) 会社更生法に基づき厚生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (4) 過去5年間に国・地方公共団体等に対するPPP(官民連携)手法による民間活力導入可能性調査を含む公共施設整備基本計画策定業務実績を有する者
- (5) 今回の委託業務を実施するために、正・副計5人以上の担当者を配置することができる者

※管理技術者及び照査技術者は、都市計画に関して実務経験13年以上で、技術士（建設部門：都市及び地方計画）若しくはRCCM（都市及び地方計画）の資格を有するものでなければならない。

なお、管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

- (6) 応募については、単独に限らず共同企業体を可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店、支店（社）または営業所を有する法人であること。県内に本店、支店（社）または営業所を有しない場合は、県内に本店、支店（社）または営業所を有する事業者と共同企業体を結成し参加すること。

共同企業体の場合の用件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。

イ 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)(2)及び(3)の要件を満たすものであること。

ウ 共同企業体を代表する事業者が(4)の要件を満たすものであること。

エ 共同企業体を構成する事業者全体で(5)の要件を満たす者であること。

- (7) 指名停止を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

3 委託業務の内容

- (1) 委託業務名

那覇港管理組合新庁舎等施設整備基本計画策定業務委託

- (2) 業務の概要

業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間  
契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

(4) 成果品の体裁  
A4版カラー印刷:概要版20部、報告書製本10部  
電子納品(CD-R)一式

#### 4 企画提案書等の提出

##### (1) 提出物

ア. 応募申請書(様式1)

応募申請書は1部提出する

イ. 参加資格誓約書(様式2)

ウ. 共同企業体資格申請書(様式3) ※共同企業体の場合

エ. 共同企業体協定書(様式任意) ※共同企業体の場合

オ. 企画提案書(様式6)

企画提案書の提出に当たっては、送付書(様式5)を1部添付すること。

企画提案書は全体で10頁以内(表紙・目次は除く)とし、9部提出する。

##### 1) 様式6

A4判、縦書きを基本とし必要に応じてA4横書きを可とする。

##### 2) 記載事項

①調査の視点

②業務のフロー

③那覇港長期構想等を踏まえ、交流・賑わい空間の創出につながる組合新庁舎等施設整備の方向性について

④那覇港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例等踏まえ、組合庁舎施設(現位置)用地及び明治橋駐車場用地を含めた那覇ふ頭用地の効果的な民間活用の検討方法について

⑤委託業務の執行体制

⑥業務工程表、その他

カ. 応募説明書(様式任意)

応募説明書は企画提案書とは別綴りとし、9部提出する。

なお、記載事項は以下のとおり。

- ・会社概要(設立年月日、資本金、年商(過去5年間)、業務内容、組織図)
- ・職員の状況(研究員の人数・資格等)
- ・過去5年間の類似調査の実績と内容
- ・今回業務の執行体制(役割、担当者名、所属、実務経験年数、保有資格)
- ・費用内訳書(各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記し提出する。ただし令和4年度契約上限額は消費税込みで14,300,000円とする。)
- ・送付書には押印をすること(共同企業体の場合、構成員全て押印をすること)

##### (2) 提出期限

ア. 応募申請書(様式1)、参加資格誓約書(様式2)及び質疑書(様式4)

【共同企業体の場合】共同企業体資格申請書(様式3)、共同企業体協定書

令和4年6月1日(水)17:00(持参、郵送又はFAX)

イ. 送付書(様式5)、企画提案書(様式6)及び応募説明書

令和4年6月7日(火)17:00(持参するか郵送で9部提出)

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒900-0035 沖縄県那覇市通堂町2-1 2階

那覇港管理組合総務部管理課管理班 担当：金城、松田

電話：098-862-2328 FAX：098-862-4247 E-mail：yos\_kinjo2021@nahaport.jp

5 企画提案書の選定方法等

(1) 選定方法

提出された企画提案書については、「那覇港管理組合新庁舎等施設整備基本計画策定業務委託」企画提案書選定委員会を設置し、以下の視点で審査を行い、最も優れた企画提案書を選定する。

- ・問題把握の的確性
- ・提案内容(提案の的確性、独創性等)
- ・提案者の業務実績・執行体制
- ・その他

なお、審査項目及び点数配分については、後日、応募者に対し通知する。

(2) 企画提案書の審査方法について

審査にあたっては、プレゼンテーションを実施することとし、応募者に対してあらかじめ開催日時等を通知する。

なお、応募者多数の場合は書類審査により5者程度を選考し、プレゼンテーションを実施する。また、応募申請者が1者の場合は、その1者でプレゼンテーションを実施する。

※新型コロナウイルスの県内状況等によっては、プレゼンテーション審査をせずに書類審査のみとなる可能性があります。変更内容については応募申請者に連絡いたします。

(3) 結果の通知

審査結果については、那覇港管理組合総務部管理課から応募者に対して通知する。

6 委託契約

(1) 最も優れた企画提案書を提案した者を第一位入選者とする。那覇港管理組合は、原則として、第一位入選者と委託内容について協議を行い、それぞれ委託契約を行う。

ただし、第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。

7 その他

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出された企画提案書等について、後日、那覇港管理組合総務部管理課から疑義照会を行う場合がある。

(3) 提出書類の作成・提出等応募のために要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しない。

(4) 提出された企画提案書等については公表しない。

(5) 審査内容及び審査経過については公表しない。